

## 岐南町第6次総合計画策定支援業務委託に係る業者選定実施要領

### 1. 業務の名称

岐南町第6次総合計画策定支援業務委託

### 2. 業務の概要

#### (1) 目的

この要領は、岐南町プロポーザル方式等実施要綱（平成27年岐南町告示第3号）の規定に基づき、岐南町第6次総合計画策定支援業務委託の委託者を公募型プロポーザルにより選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (2) 内容

別添「岐南町第6次総合計画策定支援業務委託仕様書」参照

#### (3) 履行期間

委託契約締結の日から平成32年3月16日まで

#### (4) 業務規模

平成30年度・平成31年度の2か年で完了するものとし、事業費は下記の通りとする。

平成30年度見積上限：¥2,340,000-（消費税含む）

平成31年度見積上限：¥5,648,000-（消費税含む）

上記の範囲内で適切に見積るものとする。

### 3. 参加資格要件

次の条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐南町契約規則（昭和41年岐南町規則第5号）第21条の2に規定する入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領（平成9年7月1日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年9月

- 30日決裁)の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。  
 (7) その他法令等に違反していないこと、また、違反する恐れがないこと。

#### 4. 提案者の失格要件

次のいずれかに該当することとなったときは、失格とする。

- (1) 上記「3. 参加資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
- (4) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき。
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があったとき。

#### 5. 受注候補者選定までの事務手順

公募開始	平成30年7月2日(月)
参加表明書提出期限	平成30年7月6日(金)午後5時必着 ※様式第1号に記載の上、持参又は郵送
質疑提出期限	平成30年7月6日(金)午後5時必着 ※別紙質疑書に記入し、電子メールで提出 送付先:kikaku@town.ginan.lg.jp (提出後、必ず電話で到達確認をしてください。)
質疑回答期限	平成30年7月11日(水) ※質疑受付期間終了後、全ての質疑と回答を取りまとめ、電子メールで応募者全員に回答を送信
参加資格確認通知期限	平成30年7月11日(水)
提案書等提出期限	平成30年7月20日(金)午後5時必着 ※提出方法等は、下記「6. 提案書等の提出」に記載
選考の実施	平成30年7月24日(火)～7月27日(金)
受注候補者決定	平成30年8月初旬
審査結果通知	平成30年8月初旬 ※応募者に郵送
契約締結	平成30年8月初旬

※参加表明書及び提案書等の提出先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地  
 岐南町役場 総務部 企画財政課

※提案書等の受付後、提出物の内容について質問する場合があります。

※「選考の実施」以下のスケジュールは目安であり、日程を変更する場合があります。

## 6. 提案書等の提出

別添「岐南町第6次総合計画策定支援業務委託仕様書」の内容を踏まえ、次のとおり提出すること。様式は任意とするが、刷色はモノクロとし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

### (1) 提出書類

提案書	7部	・下記「(2) 提案書の内容」に挙げた項目に関する提案を盛り込み、A4判縦20頁以内（両面印刷・A3判による折込頁の挿入は可）にまとめること。
計画見本	7部	・他自治体で策定済の総合計画の計画書及び概要版でも可。
実績表及び 配置予定技術者 の実績等	7部	・総合計画策定の実績とその納品年月を記載すること。 ・配置予定技術者については、行政計画に携わった実績を記載すること。
見積書	1部	・提案する年度ごとの業務内容を踏まえ積算し、金額（消費税を含む）を提示すること。積算内訳明細はA4判で年度ごとに作成し、一式計上はしないこと。

### (2) 提案書の内容（以下の内容について、明瞭に記載すること）

- ア 提案者の総合計画の基本的な考え方
- イ 提案者における計画策定のポイントや具体的な手法
- ウ 策定支援業務の内容説明（独自提案を含む）
- エ 作業工程スケジュールと町との役割分担
- オ 当業務における社内体制（業務実施体制及び情報セキュリティ体制）
- カ 策定後の総合計画の進行管理の方策等

### (3) 提出期限

平成30年7月12日（木）から平成30年7月20日（金）まで

※上記期間のうち、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

※期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。

### (4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、平成30年7月20日（金）午後5時までに必着）

※提出時の企画内容説明は受け付けない。

### (5) 提出先

岐南町役場 総務部 企画財政課 （岐南町庁舎3階）

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

## 7. 提案の無効

- (1) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- (5) その他岐南町があらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8. 審査方法等

- (1) 岐南町第6次総合計画策定支援業務の委託者を選定する審査委員会によって、別添1「岐南町第6次総合計画策定支援業務委託プロポーザル 採点基準表」に従い、提出物による書類審査を行う。提案内容等と見積価格を総合的に審査し、最も優秀であると認められた提案者を受注候補者として特定する。
- (2) 最終審査結果については、後日、提案者全員に書面によって速やかに通知する。
- (3) 特定された受注候補者と契約締結に向けて協議を行い、協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受注候補者とする。

## 9. その他

- (1) 本プロポーザルに係る諸経費等は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出された提案書は、業務目的以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、岐南町情報公開条例（平成12年条例第15号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 10. 問合せ先

岐南町役場 総務部 企画財政課

担当 石川

〒501-6197 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

TEL 058-247-1394

FAX 058-247-9904

E-mail kikaku@town.ginan.lg.jp